

# 令和5年度 税制改正要望事項

令和4年8月

厚生労働省

# 目 次

<健康・医療>	1
<医療保険>	2
<子ども・子育て>	3
<介護・社会福祉>	3
<雇用>	4
<年金>	4
<生活衛生>	5
<その他>	5

\*印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

### ○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長等

[登録免許税、固定資産税]

地域医療構想の実現に向け、医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した土地又は建物に関する登録免許税の税率軽減措置を2年延長する。

また、医療機関の開設者が、当該医療機関の所在する市町村の合意を得た認定再編計画に基づく医療機関の再編であって特に公益性の高い場合に取得した建物のうち、新築または増築したものについて、固定資産税の軽減措置を創設する。

### ○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

[相続税、贈与税]

医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提とした特例措置について、その適用期限を延長する等の必要な措置を講じる。

### ○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長

[所得税、法人税]

医師等の勤務時間短縮のために必要な器具、備品及びソフトウェアの特別償却制度、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備の特別償却制度、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合の特別償却制度の3点についてその適用期限を2年延長する。

### \* ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長等

[所得税、法人税、法人住民税]

我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。

具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。

### ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

[たばこ税、地方たばこ税]

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

## ○ 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続

[事業税]

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

## ○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

[事業税]

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

## ○ 「感染症等専門家組織」(仮称)の創設に伴う税制上の所要の措置

[所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税]

「医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版 CDC を創設する」(令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)とされたことを受け、「感染症等専門家組織」(仮称)の設立に伴い、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講じる。

※ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた社会医療法人の認定要件の特例的取扱いについては延長要望は行わず、都道府県知事の猶予制度による対応とする。

## 医療保険

### ○ 出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充

[所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

令和4年度に出産育児一時金の支給額を見直す場合において、令和5年度以降の出産育児一時金について、引き続き、健康保険法第62条等に基づく非課税措置等を講じる。

### ○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

[国民健康保険税]

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。

- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

## 子ども・子育て

### ○ 母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等

※令和5年度よりこども家庭庁に移管予定。

[所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

①母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」については、令和4年度限りとなっている制度拡充分の非課税措置等の適用期限を延長する、②「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度については、令和5年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）についても非課税措置を講じる、③「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度においては、財源積み増し・制度拡充分に係る返済免除額（債務免除益）について、所得税等を非課税とする措置を講じる。

### ○ 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

※令和5年度よりこども家庭庁に移管予定。

[消費税、地方消費税]

現行の認可外保育施設の利用料に係る消費税非課税措置に関して、国家戦略特区における認可外保育施設の有資格者配置基準に関する特例が適用される施設についても、その利用料に係る消費税を非課税措置の対象とする。

## 介護・社会福祉

### ○ 介護保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、消費税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税等]

介護保険制度について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

### ○ 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、徴収規定等]

生活困窮者自立支援法及び生活保護法並びに生活保護基準について、社会保障審議会において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税

制上の所要の措置を講じる。

### \* ○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

[不動産取得税、固定資産税]

サービス付き高齢者向け住宅を取得した場合の固定資産税の税額の減額措置及び不動産取得税の税額の減額措置及び課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

## 雇用

### ○ 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等

[所得税、国税徴収法、個人住民税、事業所税、徴収規定]

駐留軍関係離職者、国際協定による漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等について、その適用期限を5年延長する等の必要な措置を講じる。

### ○ 労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要措置

[固定資産税、都市計画税]

令和2年12月に公布された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が令和4年10月1日に施行されることに伴い、労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税・都市計画税について、他の協同組合等と同様に、非課税措置を講じる。

※ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置については、一定の目的を果たしたことから延長要望は行わない。

## 年金

### ○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

[法人税、法人住民税]

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する（撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。）。

### ○ 個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、税制上の所要の措置を講じる。

## 生活衛生

### ○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

[法人税]

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

### \* ○ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

[所得税、法人税、法人住民税、事業税]

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

### \* ○ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長

[所得税、法人税、法人住民税、事業税]

中小企業者等が、経営力向上計画に基づき、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物付属設備等の経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除を受けることができる措置について、その適用期限を2年延長する等の措置を講じる。

## その他

### ○ 全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置

[所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、たばこ税、印紙税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、国民健康保険税]

社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

### ○ 戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続

[所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定]

戦没者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置等を存続する。

**\* ○ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長**

〔印紙税〕

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を、特別貸付が延長された場合には、当該期限まで延長することを要望する。

**○ 国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置**

〔登録免許税〕

資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、22 資格の登録事項の変更の登録の際にかかる登録免許税について、税制上の所要の措置を講じる。

**\* ○ 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置**

〔所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税〕

令和 5 年 4 月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を講じる。